別紙１

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処　　分　　名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備　　考
801	道路管理者以外の者が行う工事の承認	道路法（昭和27年法律第180号）	第24条	×ア	７日	建設課管理維持係	
802	道路占用の許可	道路法（昭和27年法律第180号）	第32条第１項	×ア	７日	建設課管理維持係	
803	道路占用の変更の許可	道路法（昭和27年法律第180号）	第32条第３項	×ア	７日	建設課管理維持係	
804	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第５条第１項	×ア	７日	建設課管理維持係	
805	都市公園占用の許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第６条第１項	×ア	７日	建設課管理維持係	
806	都市公園占用の変更の許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第６条第３項	×ア	７日	建設課管理維持係	
807	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第33条第４項	×ア	７日	建設課管理維持係	
808	公園予定地の占用の許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第33条第４項	×ア	７日	建設課管理維持係	
810	緑地協定の許可（全員協定）	都市緑地法（昭和48年法律第72号）	第45条第４項	×ア	設定しない	建設課土木都市計画係	
811	緑地協定の変更許可	都市緑地法（昭和48年法律第72号）	第48条第１項	×ア	設定しない	建設課土木都市計画係	
812	緑地協定の廃止の許可	都市緑地法（昭和48年法律第72号）	第52条第１項	×ア	設定しない	建設課土木都市計画係	
813	緑地協定の許可（１人協定）	都市緑地法（昭和48年法律第72号）	第54条第１項	×ア	設定しない	建設課土木都市計画係	
828	優良住宅の認定（個人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第28条の４第３項第６号	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
829	優良宅地の認定	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第28条の４第３項第７号イ、第68条の69第３項第７号イ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
830	優良住宅の認定（個人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第28条の４第３項第７号ロ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
831	優良住宅の認定（個人・長期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第31条の２第２項第15号ニ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
832	優良住宅の認定（法人・長期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第62条の３第４項第15号ニ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
833	優良住宅の認定（法人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第63条第３項第６号	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難

個票番号	処　　分　　名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備　　考
834	優良住宅の認定（法人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第63条第３項第７号ロ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
835	優良住宅の認定（連結法人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第68条の69第３項第６号	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
836	優良住宅の認定（連結法人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第68条の69第３項第７号ロ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。
①「〇」　審査基準を設定している。
②「×」　審査基準を設定していない
ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの